

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成23年2月14日(月) 午後6時30分～午後8時40分
■場 所	小田急仙台ビル4階 会議室2
■出席委員	持田委員 風間(聰)委員 永幡委員 西田委員 松八重委員 三上委員 溝田委員 山崎委員 山田委員 山本委員
■欠席委員	風間(基)委員 清和委員 武山委員 安井委員 横山委員
■事務局	萱場環境局長 小林環境局次長兼環境部長 石井環境対策課長 高橋環境都市推進課長 (環境都市推進課環境調整係)
■ 事業者	(仮称)仙台駅東地区画整理事業 事業者
事務局	【次第1 開会】 <ul style="list-style-type: none">・委員改選報告・環境局長から委員へ委嘱状交付・環境局長挨拶
新委員	<ul style="list-style-type: none">・新委員(風間(聰)委員、松八重委員、三上委員、山崎委員、山田委員)挨拶
事務局	<ul style="list-style-type: none">・事務局紹介・審査会成立報告
持田会長	【次第2 会長、副会長選出】 <ul style="list-style-type: none">・全員一致で会長は持田委員、副会長は風間(基)委員に決定。風間(基)委員は欠席のため、事務局がご本人の意向を確認することとする。・持田新会長挨拶 <p>(環境局長退席)</p>
事務局	【次第3 資料確認】 <ul style="list-style-type: none">・資料確認
持田会長	【次第4 審議】 <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p style="text-align: right;">→(各委員了承)</p> <p>《署名委員の確認》</p> <p>議事録署名委員 風間(聰)委員に依頼</p> <p style="text-align: right;">→(風間(聰)委員了承)</p>
持田会長	それでは審議に入る。
	「(仮称)仙台駅東口開発計画方法書」に関する第1回目の審議となる。それ

	では「(仮称) 仙台駅東口開発計画方法書」について説明をお願いする。
事務局（環境調整係長）	方法書について事業者から説明する。
事業者	(方法書について説明)
持田会長	ただいまの説明に対して、委員の皆様から質問、意見をお願いする。
山本委員	3点ほど質問する。 1点目、建築材などの搬入通路の話があったが、資材などはどこから運んできてどこに捨てに行くのか、その点について教えていただきたい。 2点目、大気汚染で、有害物質が出ないとして、アスベストに関するても、もし何か出てきたらその時にやるとして、項目に選ばれていなかった。アスベストは、壊してみたら出てきたというのでは遅い。取り壊し部分にそういうものがあるかどうかは事前の調査をすればある程度予測ができるはずなので、その点をきちんとやっていただきたい。 3点目、温室効果ガス、オゾン層破壊物質の使用がないという話があったが、吹きつけ用のスプレー溶剤は何を使っているのか。代替フロンだとしても、結構オゾン層の破壊につながる。例えば総壁面面積などから単純な予測をすべきではないか。これは近郊や人に影響を与えるのではなく、排出すること自体が問題になる。そういうことも考慮したきちんとした手法を押さえるべきではないか。
事業者	あれだけの建築物を建てるに、基礎を造るのに、くいを打ったり、コンクリートを打つ、建物を建てるのには基本的には鉄骨資材を使い、その後に外壁、内壁をつくる。調達は材料ごとに全部違う。現時点において鉄骨はどこでつくって持ってくるという決定はしていないので、特定ができない。 排出は、土の排出、今建っている建物を撤去するという作業が出るが、それについても、現実的な工事契約等で廃棄場所を特定していない。法律に基づいて適切な処理場に運ぶというところまでしか現時点においては言えない。 大気汚染のアスベストについては、今回の工事に伴って撤去する建物の部分はわかっているので、有害なアスベストが入っていた時代の建築物であるかどうかは建築年次を含めて調査可能である。アスベストの有無については事前調査をする。また、アスベストは壊す前ではなくて、事前に、手法も含めて届出の必要があり、それに従って行う。
持田会長	今のアスベストの部分は具体的に方法書のどこが変わるのが。方法書の261ページのマトリクスに書き込まれるのか。それとも262ページの有害物質のところに事前に調べるということが入っているのか。
事業者	壊す前に調査を行うのではなく、当然事前調査した上で、もしそれらが確

	認された場合は適切に処理するので、項目を選定しないという形にしていました。
持田会長	今の話を受けて、何か変わるか変わらないかという質問である。変わらないということか。
山本委員	この文章は、もう調べてあったということなのか。文章では「ありません」と書いてある。ありませんと書いてあるにもかかわらず「何かあったら」と書いてあるので、この文章はおかしいのではないか。
事業者	書きぶりも含めて検討させていただく。建物の履歴などの調査は可能である。アスベストはないとは思うが、そこも含めて調査する。
持田会長	オゾン層破壊物質、スプレーも含めて検討ということか。
事業者	こちらは、吹きつけのスプレー溶剤の話が出ていたが、何を使うかは今すぐ返事できるものではない。何を使うか、確認した上で対応したい。
持田会長	それでは、今の質問の二つ目と三つ目を検討するということか。
事業者	例えば外壁にしても、吹きつけをするかどうか決まっていないので、そこは検討させていただきたい。
持田会長	了解した。1点目は、今の段階では何ともわからないということか。
事業者	今の段階では、どこから鉄骨を運んでくるとか、どこの処分場に運ぶというのを決定できない。建築の場合は契約をしないと、どこから調達をするのかというのがわからない。
山本委員	メインルートを知りたい。
事業者	北方面の場合はこちら、正面の場合はこちらというような形での資材のメインルートは特定できる。272ページをごらんいただきたい。これで確定ではないが、今のところ横線、あるいは縦線で引いている7断面のところは通過すると考えていた。
山本委員	この大きなメインの道路ということか。
事業者	そうである。なので、ここを調査地点、予測地点という設定で考えている。
山本委員	いろいろな汚染物質の排出や物理的な影響を考えるときに、どのぐらい混雑して、それらがどの範囲、あるいはどちらの方向、どのあたりまでというのがよく分からなかった。それはどうなのか。それぞれのところで200mの範囲とか400m範囲などと書いてあるが、それは何か根拠があって設定しているのか。
事業者	これは例えば騒音に影響しないだろう範囲が発生地点から200mとなるというのを踏まえて、基本的には計画地から200mという形にしていた。
持田会長	質問は、計画地から少し離れたところで渋滞を起こしたりしないかということだと思うが。
山本委員	そのとおりである。主に車のような動くものを想定したときに何が問題になるのかというのが分からないので、分かるようにしていただくことはでき

	ないか。
事業者	そこは交通関係の話になってくると思う。今の段階ではどこが渋滞するということははっきり申し上げられないので、そこは次回というところでご了承いただきたい。
持田会長	確かに、ただでさえ駅の東口はタクシーが多く停まって込み合っているところなので、よく計画はされると思うが、工事のある段階でどこかに渋滞が出るということはあり得ると思う。今のように建物の高さが30mと60mという程度しか計画が決まっていない段階でそれ以上議論ができるかという問題もあるかとは思うが。
事業者	大規模開発なので、出来上がった後の発生交通量も含めてどのくらいの交通量が出て、それに伴って渋滞がどうなるかについては、周辺の交通量調査、交差点の飽和度調査等を踏まえて、道路行政、警察等との協議があり、大分後になる。現段階において、周辺地域の交通量がどうなっているかという部分をまだ把握をしていない。ルートは示せる。
	台数はわからないので、想定されるルートだけ説明する。
	ルートについては、272ページにあるが、まず内側から現在通過する場所としては、北側は45号、あるいはX橋（宮城野橋）のところしか行けるところは近場ではない。南側は新寺通り、図では新寺一丁目と書いてあるより下側1センチぐらいのところに通りがあり、主にここを通過することが想定される。これらを踏まえて、東口の工事の出入口はバスプール、あるいは計画地の北側にあるBiViとし、そこを通過することを想定し、5番、6番、3番、4番ルートを想定している。また1番のルートは、北西側からの通過を想定している。さらには、東側から来る場合は、やはり宮城野大通は必ず通過するであろうということで2番というルートを想定している。小さな生活道路までは含めないルートの選び方としている。
西田委員	261ページの選定項目でSPMと粉じんを分けているが、方法書の段階だとSPMも粉じんも資材の運搬から建築物の取り崩しまで、SPMはすべて○で、粉じんはすべて配慮項目ではないのか。粉じんの粒径はどれぐらいを想定しているのか。
事業者	PM2.5などは全く想定していない。
西田委員	SPMは10と承知している。SPMと粉じんのそれぞれについて、プロセスにおいて○がついているところとついていないところ、*がついているところとついていないところがあるが、それを分けている特段の理由がないのであれば、方法書の段階だから、安全サイドに立って全部つけていた方がよいのではないか。
事業者	基本的には機械から排出するところで、機材等の重機の稼働のところに○

	をつけさせていただいて、どちらかというと*がついているところは巻き上げを想定している。
西田委員	それはわかるが、重機の稼働によって粉じんは発生しないのか。逆に言うと既存建築物の取り崩し、取り壊しでSPMは発生しないと、そういう理解でいいのか。方法書の段階なので、ご検討いただきたい。
持田会長	西田委員の言われていることは資材の運搬から既存建築物の取り壊しまで、2行全部○ということでしょうか。
西田委員	SPMについては○で、粉じんについては全部*が良いのではないか。方法書の段階だと安全サイドに立つのが適切ではないか。準備書の段階になると、本当に発生しないというのはわかるかもしれないが、安全サイドに立ったアドバイスである。
事業者	もう一つ聞きたい。おそらく市の条例で駐輪場の設置が義務づけられていると思う。これは大規模建築物の設置にあたって義務として、温暖化対策であれ、交通渋滞対策であれ、駐輪場の設置が市の環境行動計画でも重要な位置づけを持っているからだと思う。これぐらいの大規模な建築物だと、先ほど地下につくると説明された駐輪場はどのくらいの規模になるのか。
西田委員	台数的には約1,200台分を見ている。
事業者	規模に応じて台数が決まっているのか。
松八重委員	用途と規模による。条例以上の台数を確保している。
持田会長	温室効果ガスだが、吹きつけ剤に関しては確かに工事中のところであるが、随分先の話になるので、まだ検討をしていないのかもしれないが、それ以外に稼働に関して、稼働の際に商業用の冷蔵・冷凍倉庫から漏れが結構ある。なので、その部分については検討は難しいのかもしれないが、入れた方がよいと思う。結構な量があるということが環境省の報告書の中にもある。是非検討いただきたい。そういう機械がないから検討しないというより、むしろここは検討課題として入れていただくことが適切だと思う。
松八重委員	今のご指摘は、261ページのマトリクスの温室効果ガスの供用による影響の施設の稼働のところ、その他温室効果ガスのことか。
持田会長	オゾン層破壊物質の供用による影響の部分である。
松八重委員	○にしろ、*にしろ、項目選定すべきということか。
	この部分は考えないということはあり得ないので、ここは供用による影響があるので○だと思う。
	また、同じく熱帯材の使用に関しても、恐らく工事の段階では使わないかと思うが、これもやはり供用における影響というのは考えられると思う。供用、施設の稼働で、中に入るテナントなどが、その部分にどういう材料を使うかという話である。

持田会長	先ほどの冷蔵庫についてもだが、テナントの話にどこまで口を挟めるかという問題がある。
松八重委員	テナントではなく、全体の施設の中に大型の冷蔵倉庫的なものは多分つくると思うので、これはテナントの話ではなくて多分全体の問題ではないかと思う。いかがか。
事業者	両方あると思う。ホテル等自前でレストランを持っている部分と、いわゆるテナントとして入る業者設置する冷蔵庫、両方発生すると思う。 冷蔵庫のガス漏れ対策について質問したい。製品としてJIS規格というものを当然事業者としては調達をする。そういうものであれば、当然定期点検なども決まって行う。事業者としてそれ以上の配慮はどのようなことが出来るのかがわからない。漏れては困るのはわかるが、製品として買ったJIS規格などに対応した物品に対して使用後の配慮はどのようなことが可能なのか。
松八重委員	オゾン層破壊にかかるようなフロンを使っていないタイプの冷凍機器はもちろんあるが、そうでないものも商用の機器だとまだまだ売られている。それだと漏れはどうしても生じる。 コンプレッサーティプでも、フロンタイプとそうではないタイプと幾つかあるので、そもそもそういうタイプでなければフロンガスの発生というのではない。
持田会長	まだ商用でフロンタイプはあるので、その辺について配慮して欲しいということではないか。
事務局（環境局次長）	空調機器や冷凍機器でもオゾン層破壊をしないということで代替フロンを使った製品が出ている。しかし、オゾン層を破壊しなくても温室効果ガスにはなる代替フロンがある。それでも冷媒に温室効果ガスにならない、あるいはオゾン層破壊をしない、両方ともクリアするような製品も出ている。今、松八重委員から指摘があったように、代替フロンを使ってオゾン層は破壊しないけれども温室効果ガスを発生するものもあり、それが漏れるということは最近報道されている。そこでその点検をすると、温室効果ガスになるのであればカーボンオフセット的な話で、その代替措置をとるという形も考えられ、やり方はいろいろあると思う。委員の先生方がおっしゃるのは、そういうことを意識してやってくださいということだろう。空調で、温室効果ガス、オゾン層破壊物質を全く使わないということはないのに、方法書266ページの温室効果ガスで、二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質を排出する機器の使用はないと言い切っているところが疑問視されているのではないか。
持田会長	現状をもう一回調べていただきたいということである。その上で261ペー

山崎委員	<p>ジのマトリクスにまた返ってきて、○が増えるかどうかを検討いただきたい。</p> <p>267 ページの大気質の調査に関して 2 点伺いたい。</p> <p>1 点目は既存資料の調査地点として仙台管区気象台としているが、JR では風のデータなどは自前でとっているのではないか。それらは利用できないのか。</p> <p>2 点目は、大気汚染物質濃度等のバックグラウンド測定は、仙台駅西口商業施設の屋上駐車場で測定するということだが、一般環境大気測定局などは地面に近いところで測定していると思う。直接に工事の対象地域ではないかもしれないが、例えば東口付近の少し開けたところなどの測定は検討できないのか。</p>
事業者	<p>鉄道事業の営業に当たって、自前の風のデータというのはいろいろな地点でとっているが、仙台駅に風速計を置いているかどうかは現時点ではわからない。</p>
山崎委員	<p>もし利用可能であれば、気象台のデータより直接的なデータになると思うので、ご利用いただきたい。</p>
事業者	<p>調べてみたい。</p> <p>2 点目は、確かにご指摘のように 3 m, あるいは 1.5 m の測定高さで吸引することが本来であるが、駅構内で測定できる場所が全くなかったので、やむを得ず屋上で行った。そのかわり、周りで簡易測定を実施し、特に NO₂ についてはバックグラウンド濃度が把握できるような配置にしている。</p>
山田委員	<p>さらにつけて質問したい。今回的方法書を読んだときに、周りの建物との高さの景観、どういう状態で壁ができてしまうのかがわかりにくかったので、青葉通から宮城野通に抜ける風がどういうふうに変化するのかが気になっていた。もし 60 m の高層ビルが建って、風の勢いがなくなつて滞留することになれば、西口においての NO_x 等の滞留の懸念はないのか。簡易測定は駅の構内だけであるが、通り沿いの樹木の下も含めた調査地点を設定しなくても良いのか。</p>
事業者	<p>272 ページの図面で、△で示している 7 地点では簡易測定はしている。先ほどルートの話で、このルート沿いに 7 地点設定している。</p>
山田委員	<p>それは工事中の資材等の搬入ではないか。私が気にしているのは、261 ページの項目の存在による影響があるのではないかという点である。</p>
事業者	<p>一個一個風速の地点を置くのはなかなか厳しい。それについては風洞実験で風害の予測を当てはめていくというスタンスでいた。そういう考え方で、風については仙台管区気象台などのデータを使いながら検討していきたい。</p>
持田会長	<p>質問は、風害ではなく、巨大な建物ができたことによって弱風領域が広く存在して空気汚染が進行しないかという懸念である。本当であれば風洞実験</p>

	のときに風速が大幅に下がるところを摘出すれば良い。通常であれば風害の予測では単に強風が出るところだけをマークするが、風速が下がるという場所もあわせて見ていただければよいのではないか。
山田委員	もう 1 点は測定点が足りないというお話ではなかったか。
持田会長	西口の方に測定点が足りないという指摘である。
	大きなビルができて海風が吹くようなときに、今、汐留などでビルがたくさん立ち並んで、新橋で騒ぎしているのと同じようなことが起きないかという話は、傾向的には起きるかもしれない。なので、西口の方にももう少し簡易測定点などが必要ではないかという質問かと思う。
事業者	その辺も検討したい。
持田会長	西口のホテルは 20 階建てだということだが、あの辺の建物の高さの関係がイメージできていないのではないか。
事業者	高さについては、西側のホテルの方が高いと思う。
山崎委員	風害の話が出たので、関連してお尋ねする。287 ページで風洞実験を行つて、基準点の管区気象台と調査地点の風速を測定するとしているが、これは管区気象台も含むような、1 キロとかもっと広い範囲の模型をつくって測定するということか。
事業者	イメージとしては 289 ページの図にある範囲をターンテーブル上に設置しようと考えていた。周りには簡易模型を置くが、基本的にターンテーブルに載せるのは、ここにあるおおむね 300m 範囲にしようと考えている。
山崎委員	それで管区気象台とその対象地点との風速の関係というのは出せるのか。例えば管区気象台なりを代表としてそこの風速を使って、それがある程度より強いときには、こういう風向の風が吹いたらこの建物の周りではこういう風害のおそれがあると、そういう調べ方をするのか。
事業者	基本的にそうなる。強風が出る時期、あるいは最頻値など、これから検討するが、それによって現況に対して風が強くなるところ、弱くなるところを評価していく。
山崎委員	方法書の 15 ページぐらいからの部分はこれから説明があるのか。
持田会長	本日の説明は後ろの方だけになるので、もし何か問題があればご指摘願いたい。
山崎委員	今の卓越風向の話で、16 ページの表の 3.1-1 の 4 月から 8 月まで、3.1-2 の 5 月から 8 月の最多風向が南西となっているが、これは海風が吹く季節なので、恐らく南東だと思う。
事業者	ここはすぐに調査する。
永幡委員	189 ページ、新幹線の環境基準の基準値のところで、187 ページの環境基準のところまではきちんと L_{Aeq} とマトリクスが書いてあるが、ここには書いて

	いない。新幹線は指標が違ったと思うがいかがか。
事務局（環境対策課長）	新幹線の基準は、20本測定し、上位の10本のピーク値の平均値をとるとなつており、ここには書きにくいのではないか。欄外あたりに示してはいかがか。
永幡委員	細かいところではあるが、まずそいつたものをきちんと書いていただきたい。その上で、257ページの騒音の予測の方法で、空調設備等の稼働に伴う騒音を予測すると書いてあるが、274ページの予測内容にはそれを予測すると書いていない。整合性を合わせて書いていただきたい。
	次に、騒音や振動、特に環境騒音、振動を考えるときに、鉄道の影響は考えなくて良いのか。道路の影響だけを考えたいときには、もちろん道路だけを計算すればいいのだろうが、例えば環境騒音として道路沿いではない地点を測ることになっている。そこの環境騒音をはかろうと思ったら道路の影響や施設そのものの影響だけではなく、鉄道からの騒音というのも、恐らく L_{Aeq} で測れば、すべて時間平均とっているわけなので、必ず含まれると思う。振動に関しても恐らく必ずのってくるはずである。その扱いは考えなくて良いのか。
事業者	測定については、計画地、構内も既に終えている。何でそうしているかというと、もちろん鉄道騒音振動を想定した上で、騒音は L_{Aeq} 、振動は L_{10} になるかと思うが、それを想定して測定する計画にしている。なので、もし何か上乗せする必要があるなら、もちろん環境騒音の値が出るので、それを吟味しながら進めていきたい。
永幡委員	それもきちんと考えてくださるという理解でよろしいか。
事業者	はい。
三上委員	鳥・動物の方からであるが、265ページ、動物相及び注目する種で特にないということになっている。
	実際今はそうかもしれないが、私が仙台にいた7年前には、ハヤブサが駅の上でも飛んでいるような状況だった。そういうものがいるのが仙台の価値だと思う。都心の事業なので、たとえハヤブサがいたからといって、それを特別配慮しなければいけないかどうかというと話は別だが、全くないと想定して進めるのと、一応いるが、特に影響ないと考えてやるのでは大分イメージが違うと思う。そこを検討してもらいたい。
	もう1点であるが、少し観点が違うが、こういう方針でいくと、レッドリストにかかるような生き物というのは、少し環境を悪化させれば都心からどんどん消えていくということになる。一般の人にとってはレッドリストの鳥を見ることはほとんどない。一般の人にとっての価値は、例えばウグイスが庭で鳴いているとか、ツバメが近くで飛んでいるとかそういう価値だと

	<p>思う。他の地域であればそういう考え方でもいいと思うが、仙台は杜の都というのを標榜しているので、こういう事業を行うにしてもそういう価値も大事にして、緑の回廊の部分をつないでいるわけなので、そこを考慮したら仙台駅に付加価値がもたらされるのではないか。</p>
持田会長	<p>緑の回廊をつなぐという話もあるので、この辺の項目にもう少し反映すべきということか。</p>
三上委員	<p>植物の方を選定し配慮項目にしているが、そこも少し何か検討できないかと思う。</p>
事業者	<p>緑化や緑の回廊など、そういう意味では必要な緑地、そういうものはこの計画の中でも配置をしていく。それも含めて緑の回廊という部分も計画しているので、そういう意味ではそういうところがあることによって鳥類については表現の部分も含めて検討させていただく。</p>
溝田委員	<p>今のところに関連してであるが、6ページに環境保全創造等に係る方針が書いてあり、一番上に、本事業では仙台駅を青葉通と宮城野通の緑の軸をつなぐ拠点と考えていると書いてあるが、今日の説明を聞いた限りだと、拠点になっているというよりはむしろ緑を分断する障壁になっていると感じた。具体的に青葉通と宮城野通をつなぐためにどういう対策をとるのかというイメージが全くできなかった。自然を感じることができる移動空間の形成するためにどういう取り組みをするのかということに関して、イメージをお話しいただきたい。</p>
事業者	<p>今の開発計画の中で線路上空部分、自由通路を挟んだ両側に商業施設6階建て、30m以下の部分をつくる予定でいるが、そこの北側の方には屋上緑化も含めた広場などを配置をしていきたいと考えている。</p> <p>例えば60mの宿泊施設の上に屋上緑化をつくっても、数値的には上がるが、利用されている方や市民の方が感じる自然ではなくなるので、屋上緑化はできるだけ、利用される方の目にとまるところでやっていくという形を考えている。今の鉄道敷きの構内と東口の利用形態のところに緑の空間は一切ないので、現状は完全に分断されているが、この開発計画をすることによってそういうったスペースを生み出すことも可能になる。完璧につなげるかどうかは評価の部分があるかと思うが、少しでも良くなるという形ができるだけつなげていく空間にしたい。</p> <p>また、自然を感じられる移動の空間については、自由通路を今回16mの幅で整備する予定でいる。その部分については自然の風を感じられるようにするとか、まだ内部空間をどうするというのは決めていないので、そこにファニチャーとしての樹木を置いているかというのはまだ決定していないが、その空間の中でも自然とか緑を感じられるような空間づくりをしていき</p>

	たい。これはまだお約束できる範囲ではないが、そういう意味合いで「つなぐ」という言葉を6ページでは使っている。
溝田委員	そうであれば、今回、動物・植物・生態系、自然との触れ合いなどがほとんど評価項目に入っていないので、果たしてそれが効果があったのかどうかも含めて検討する機会がない。なので、工事後にどう変わったのかということを調べるよう検討していただきたい。
持田会長	自然との触れ合いの場が低層部の屋上でもしデザインされるのであれば、評価項目にもそういうのが立っても良いのではないかということかと思う。
事業者	計画地の中での触れ合いの場となると、アセスの触れ合いの場とは少し違うことがある。今すぐは回答できない。
持田会長	アセスの触れ合いの場というのは、もともとある触れ合いの場にどう影響するかということだが、今の話はどちらかというとデザインの適否になるのかもしれない。そうすると別の項目になるのか。
事業者	持ち帰り、検討したい。
事務局（環境局次長）	今の件は、かつて負にしてしまったものをゼロに戻して、さらにプラスに持っていくという発想があり、身近な生物をいかに市の中に呼び込むかという観点がある。これまでの環境影響評価では余り考慮されてこなかったが、最近、役所を初め優良企業の間ではそういうことがいわゆる身近な環境の創造ということで行われている。
	先ほど60mのところに屋上緑化してもという話があったが、福岡や京都のホテルなど30m、60mのホテルにも屋上緑化をし、そこにトンボが生息したりチョウが来たり、スズムシやマツムシがいたりということも実際ある。この間メトロポリタンホテルでも6階に屋上緑化をしていただき、単に緑だけをつくるのではなく、身近な生物の休み場になる、あるいは、スズメやツバメなど渡り鳥が休む場になるとか、そういうことも配慮して触れることができるということがあるので、その辺は調べていただき、事業者のステータスとして良い事業にするために、どの辺までできるのかをご検討いただきたい。
風間（聰）委員	282ページの地下水の観測についてだが、1番に地下水・地盤沈下調査地点と書いてあるが、これは地下水位も測るのか。
事業者	地下水位観測をする。
風間（聰）委員	ここは既に少しずつ沈下している地点ではないか。293ページに、雨水利用をして、その処理水を使うというような話が出ているが、できれば、浸透施設も設けていただき、地下水が下がらない努力をし、モニタリングもしていただきたい。
持田会長	具体的に浸透施設というのは。
風間（聰）委員	雨水をどんどん井戸に入れて地下水が上がるようにするというような形で

員	ある。東京都では浸透ますや浸透トレーンなどを設けて入れたりしている。
持田会長	今の話は具体的に方法書のどこかに文言があるのか。
風間（聰）委員	293 ページに、雨水・処理水利用の取り組みと書いてあるので、一言文言として、上水使用だけではなく地下浸透も行っているということを書いていただければよいのかと思う。
持田会長	雨水利用が単に廃棄物利用だけではなく、地下水位を保つためにも、位置づけられるということをどこかに示していただきたいと思う。
山本委員	263 ページ、261 ページの項目でずっとなかったのが、水環境のところで出てきている。公共下水道に流すから、配慮項目にも環境評価の項目にも上げなかつたということだった。ほかの案件でもあったかと思うが、沈砂槽をつくって、それで公共下水道に流すということなので、そうすると沈砂槽を定期的に処理するなりして、本当に無害であるのかということをチェックしなければいけない。この辺をどう扱うのかが疑問である。これは全く印なしでよいのか。
持田会長	今のは水質の話か。
山本委員	水質である。工事も供用も存在による影響も全部かかってくるのではないか。沈砂槽は工事のときだけであるが、建物ができたら、そのまま何もなしで下水道に流すのか。
事業者	施設稼働後は、用途によるが、例えば厨房施設だと油の除去など法律に規定された除害施設をつけて、認められた公共下水道に流す。除害施設は、法律で決められた清掃方法や利用方法が決まっているので、法律に基づいて行うという形になる。
山本委員	そういう意味で、水の汚れ、水の濁りに関しては配慮項目としている。なぜこういうことを申し上げたかというと、下水道のヘドロ処理に多額の費用が使われている。しかもそれを乾燥させてみると、有害物質などが多い。事前にいろいろな処理をしているのであれば、当然ながら前処理をしているものからの漏れもある。それをどのように扱うのかと思って伺った。全く漏れなしということで良いのか。こういう施設をつくることによってどれくらい汚染物質を排出しているのかという換算、あるいは推量は必要ないのか。
事業者	施設稼働後の話で言うと、基本的には漏らすことそのものが公害法、法律を犯すことになる。もし仮に何らかの状況で漏れてしまった場合は法律に従って適切に処理をする、当然漏らさないようにする。つくる側としては漏らすようなものをつくるつもりはないというのが認識であり、当然、除去施設についても必要な濃度以下にしたものでなければ公共下水道に流すことの許可が出ないし、それ以後についてもずっとそういうことを調査しながらでなければ流せない。結果的に法律を遵守している限りにおいては本来は漏れな

	いはずという認識をしている。当社の施設から違法にそういうものを流さないように管理運営をしていくという形での約束しかできない。
山本委員 事業者	モニタリングによるチェックはしないのか。 法律に従ってやらなければならないことになっているので、その範囲内ということになる。
山本委員	ということで、工事中の影響のところも全部が真っ白だということか。配慮項目となっているのは水の汚れと濁りだけではないか。富栄養化、溶存酸素、有害物質、水温も、工事があると、変化があると思う。もし本当に使った水をそのまま公共下水道に流すのであれば、当然ながら変化は出てくると思うのだが、これも公共下水道に行ってしまえば問題はないということなのか。
事務局（環境局次長）	今のお話は間接的な影響の部分をどこまで見るかということだと思う。公共下水道の中に占める今回の事業者から排出される量はきちんと把握していただくことになると思うが、下水道の終末処理場の量からすれば非常に少ないということになる。また、法律に基づいて維持管理していく、もし漏れた場合は事故とみなして、仙台市の環境対策課なり必要な部署が乗り出して、指導や、悪質な場合には罰則などがあり、その内で処理していく。今回のアセスの内容については、間接影響の遠いところまでは見なくてもよいのではないか。
持田会長	アセスから外れるところはきちんと市の方で管理監督されるということでしょうか。
事務局（環境局次長）	それと事業者側の法遵守により、適切な維持管理の中で担保されていくものである。
持田会長	一番最後の温室効果ガスは、仙台の玄関口となるこのビルでは非常に重要なと思う。しかし、294ページの一番最後の表の温室効果ガスの評価の手法の文言が極めてどうとでもとれる、「実行可能な範囲内で最大限の」となっている。例えば一つ前の廃棄物だと、仙台市環境基本計画におけるごみの資源化率となっておりある程度、定量的な数値が出てくる。この辺は今、環境基本計画とか仙台市が新しい計画を野心的に変えているところだと思う。そこで盛り込まれる目標を前倒しで考慮するなどして、もう少し目標を具体的に示せないか。
事業者	即答は出来ないが、検討して、何かしらの定量的な数字は考えていきたい。
持田会長	前回の委員会でも西田委員がワーディングについて質問されていたが、こここの文言も大変に迫力がないと思った。ご検討願いたい。
事務局（環境局次長）	事業者も承知しているかもしれないが、現在、今後10年間の環境基本計画を今回の議会で議決するということで上程している。その内容と基本計画

	<p>の個別計画である地球温暖化対策の推進計画、これは法に基づいた計画であるが、それも今月いっぱいまでパブリックコメント実施しており、計画案を見ていただけるので、それをごらんいただきたい。今回の事業は新しく施設が増えるわけであり、これが稼働すれば仙台市域内のCO₂の量も増えることになる可能性が高い。それをいかに減らすか、省エネ機器を入れる、省エネの照明に入る、場合によっては、太陽光発電等を入れて、増える分をオフセットするようなことをご検討いただければ、仙台のすばらしい駅だと評価されるものになるのではないかと考えている。計画の案をごらんいただきてご検討いただきたい。</p>
持田会長	それでは追加のご質問などあれば、後ほど事務局に提出をお願いします。
事務局	<p>【次第5 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加意見聴取 2月21日（月）午後5時までに事務局まで ・次回審査会 3月30日（水）午後1時半を予定 <p>予定案件</p> <p>（仮称）仙台駅東口開発計画方法書（2回目）</p> <p>市立病院移転新築事業準備書（1回目）</p> <p>（仮称）仙台市荒井南土地区画整理事業方法書（1回目）</p> <p>※案件については変更もあり得る。</p>
	<p>【次第6 その他】</p> <p>特になし</p>
事務局	<p>【次第7 閉会】</p> <p>《審査会終了》</p>

平成24年10月22日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 持田 仁



仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 風間 啓

